

■全腎協の請願が衆参両院で採択

通常国会が 6 月 22 日に閉幕し、昨秋から全国で取り組んできた全腎協の「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」が、衆参両議院の厚生労働委員会で採択され、内閣へ送付されました。

衆議院で採択された請願は、全腎協のほか日本難病・疾病団体協議会 (JPA) の「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願」の 2 本のみ、参議院では、全腎協および JPA のほか、計 6 本が採択されました。

取り組んでくださった全国の皆さんへ改めてお礼申し上げます。

全腎協では、2015 年度の次期常会にむけた請願行動準備を進めているところで、6 月 22 日に開かれた臨時理事会では、請願項目が決定し、加盟団体の皆さんには 7 月中に署名用紙を順次配布を開始する予定です。腎疾患をもつ私たち患者の実態を広く一般の方たちに知ってもらい、願いが実現できるよう引き続き取り組みくださいますようお願いいたします。

■6 月から免許更新時は病状申告が必要に

道路交通法が改正され、6 月 1 日から運転免許を取得・更新する際、運転に支障を及ぼすおそれのある「一定の病状等」がないかを判断するため、質問票に回答することが義務づけられました。

質問票には「意識を失った」「体を思い通り動かせなくなった」などの項目があり、「はい」「いいえ」で回答するようになっています。

病状に当てはまる人は、必要に応じて医師の診断書を提出することとなりますが、「運転に支障はない」などの診断であれば免許を取り消されることはありません。一方、運転に支障があると判断されると、免許が取り消されることとなります。

病状があるにも関わらず虚偽の回答をした場合は、「1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金」になります。

透析患者の中には、起立性の低血圧症や低血糖により身体が思い通り動かず意識を失ったことを経験した人もいることと思います。病状は正しく申告することは必要ですので、運転に不安のある人は事前に主治医と相談しておくことをお勧めします。

今後、運転免許の更新ができず透析通院に支障をきたす患者が増えることが危惧されます。全腎協は、通院や移動に困難な人の社会的支援の充実にむけ、通院対策委員会はもちろん、障害者や高齢者などの関係団体とも連携を深めて活動していきたいと思っております。